



島根県報

平成22年11月9日（火）

第2,238号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（中小企業課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	3

【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇用政策課）	5
-----------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第653号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年11月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
岩田 勸司	リハビリテーション科	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成22年10月28日
三谷 俊史	リハビリテーション科	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成22年10月28日

島根県告示第654号

平成22年島根県告示第435号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成22年11月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

黒田ファッションモール 島根県松江市黒田町字下ノ原440番外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、周辺の住環境に対し、特に次の6点について配慮願いたい。

ア 計画どおりの位置に荷さばき施設入口を設けると、市道船津橋堂田線を北進しカーブを曲がってくる車両は、4トントラックが後退していることに直近まで気付かず危険である。トラック後退時は、カーブに監視者を付けること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を順守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 松江市景観計画に景観形成基準を定めています。高さが13mを超える、または、建築面積や築造面積が1,000㎡を超える建築物、工作物等の行為は、景観形成基準に適合した届出が必要です。届出書は着手日の30日前までに提出となりますので、早めに松江市都市景観課まで事前の協議をすること。

オ 自家用広告物について、1敷地内で表示される又は掲出される屋外広告物の合計が10㎡を超える場合は許可申請が必要です。広告物、掲出物件により許可基準があります。また、店舗予定地は展望保全区域内であり、広告幕、屋上広告物、直接表示広告物については、当区域の設置基準があります。許可申請書は広告物を設置される2週間前までに提出となります。屋外広告物を設置される際は、松江市都市景観課まで事前の協議をすること。

カ 出店予定地付近の地盤は軟弱であるため、周辺の市道等公共施設に影響を与えないよう建設にあたること。

(2) 理由

周辺に住宅や通学路があり、住環境に悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第655号

平成22年島根県告示第436号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成22年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ松江店 島根県松江市東津田町1888番1外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、周辺の住環境に対し、特に次の2点について配慮願いたい。

ア 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

イ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。

(2) 理由

周辺に住宅や通学路があり、住環境に悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第656号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称

松代谷

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次に結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号

邑智郡美郷町久喜原111番	1号
〃 112番2地先道路敷	2号
〃 614番4	3号
〃 120番1	4号
〃 129番2	5号
〃 129番1	6号
〃 136番1	7号
〃 143番1地先道路敷	8号
〃 153番5	9号
〃 520番3	10号
〃 518番	11号及び12号
〃 529番	13号
〃 114番1	14号
〃 545番1	15号

2(1) 区域の名称

横手小路（追加）

(2) 土地の表示

昭和47年島根県告示第420号で指定した標柱8号と7号を結んだ線、標柱7号と6号を結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号を結んだ線、標柱16号から20号までを順次に結んだ線及び標柱20号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡西ノ島町大字浦郷316番2	6号
〃 316番5	7号
〃 322番	8号
〃 316番5	16号
〃 316番6	17号及び18号
〃 314番12	19号
〃 314番1	20号

3(1) 区域の名称

別府

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡西ノ島町大字別府148番3	1号
〃 147番8	2号
〃 147番9	3号
〃 145番内2	4号
〃 140番2	5号
〃 149番5地先道路敷	6号
〃 149番5	7号から9号まで
〃 148番1	10号

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成22年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成22年11月12日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。